

## 公立大学法人 岐阜県立看護大学の次期中期目標について

### （１） 目標の概要

#### ＜根拠法令等＞

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第２５条の規定により、設立団体の長（知事）が、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示するもの。

#### ＜中期目標期間＞

中期目標期間は６年間とする。

現在の中期目標（目標期間：平成２２年度～平成２７年度）が平成２７年度末で期間満了となるため、見直しを行い、次期中期目標（同：平成２８年度～平成３３年度）を策定する。

#### ＜中期目標において定めるべき事項（法第２５条第２項、第７８条第３項）＞

- １． 中期目標期間
- ２． 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ３． 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ４． 財務内容の改善に関する事項
- ５． その他業務運営に関する重要事項
- ６． 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

#### ＜策定手続＞

県評価委員会及び法人の意見聴取の後、県議会の議決を経て、公表する。（法第２５条１項、３項）

### （２） 今後のスケジュール（予定）

- ・平成２７年 １月 県評価委員会に対して、次期中期目標の方向性の確認
- ・平成２７年 ８月 県評価委員会から中期目標（案）について意見の聴取  
パブリックコメントの実施
- ・平成２７年１１月 県評価委員会に対して、中期目標（案）の最終報告
- ・平成２７年１２月 県議会議決・法人へ指示